

令和6年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」 地域づくり推進事業業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和6年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」地域づくり推進事業業務

2 業務目的

農山村地域への移住を希望する方や、埼玉県に移住をした方で農業や農ある暮らしに興味を持つ方を対象に、農ある暮らしに触れる機会を提供することで、農山村地域に人の流れを呼び起こし、農山村及び地域農業の活性化につなげる。

3 「農ある暮らし」の定義

新たに農業を始める、農産物の生産から加工販売まで手掛ける農業の6次産業化に携わる、又は自宅近くの市民農園で野菜を育てるなど、それぞれの希望に応じて様々な形で農に関わる暮らしをすること。

4 委託期間

契約日から令和7年3月7日（金）まで

5 委託業務の内容

(1) 農ある暮らしスタートアップ講座の実施

農山村地域での農ある暮らしを希望又は体験などをしたい都市部の方や、近年（3年程度）に埼玉県に移住をした方で農ある暮らしをはじめてみたい方などを主な対象に、農ある暮らしの基礎を学ぶための事業を実施することで、農ある暮らしの関係人口を増やすとともに、農山村地域への移住に興味を持つ都市住民等を農山村へつなぎ、地域の活性化を図る。

ア 就農から半農半Xまで様々な形がある農ある暮らしを希望する参加者が農業等の基礎を学ぶことができる内容にすること。

イ 農業講習は必須とし、時期によって行う作業が異なる農作業を広く学ぶことが出来るよう、企画すること。

- ウ 農業講習のみではなくプログラムには、農ある暮らしに関する座学などの講義形式のものを含めること。
- エ 講座については、事業実施期間内に5回（宿泊を含む場合は4回）以上実施し、1回あたり10名から15名程度の参加者を集めるよう、効果的な広報を行うこと。
- オ 事業実施地域や対象者については、農ある暮らし推進事業が、人口減少や高齢化の進展により、農業生産やコミュニティの担い手が足りなくなるなどの問題を抱える農山村地域に、農ある暮らしを希望する都市住民等をつなぐことで、農山村や地域農業の活性化を図ることを目的している点を踏まえ、設定すること。
- カ 先輩移住者や地域コミュニティのキーマン及び農山村地域で農業・地域活性化に関わる者、移住実践者で受け入れに協力する者（以下「地域支援者」という。）を、講座の講師や事業のコーディネーターなどで参画させ、参加者と交流する機会をつくるよう努めること。
- キ 参加者の希望する農ある暮らしの形態などに合わせて、複数のコースを設定することは可とする。
（例：週末農業・半農半Xコース、移住・就農コースなど）
- ク 事業は通い型を想定しているが、宿泊で企画することも可とする。ただし、県内のお試し住宅等の宿泊施設の滞在や、講座以外の自由時間の中で、必要に応じて、地域支援者との交流時間（移住相談、レクリエーションタイム、滞在地域の案内ツアーなど）を設定するなど、宿泊型にすることで高い事業効果が得られるよう工夫すること。また、宿泊場所は受託者において確保すること。
- ケ 実施場所、講師、地域支援者は受託者において調整し、確保すること。
- コ 必要に応じて、参加費を設定することは可とする。
- サ 市町村等関係機関と綿密に調整すること。

【講座内容（例示）】

- ・農ある暮らしを実践している先輩移住者の体験発表
- ・農業実習（農具の使い方、種まき、収穫、野菜・水稻の管理方法など）
- ・農ある暮らし座学（農業や田舎で暮らすための基礎知識）
- ・その他（農ある暮らし個別相談、活動地域案内ツアーなど）

（2）活動の発表

上記（1）の活動内容について、ターゲットとする若い世代に対して、埼玉県の「農ある暮らし」への関心を高め、農業等体験活動への参加や、移住につながるように発表すること。

なお、自社のHP、その他のSNS、雑誌等への掲載、冊子の作成などにより実

施し、発表の方法、場所等は問わない。

(3) その他全般的な事項

- ア 本事業の目的を十分理解した上で、業務の進行管理を行い、実施すること。
- イ 業務遂行に当たり支障が出ないように必要な人員を配置すること。
- ウ 関係する市町村との情報共有、連携の下に業務を進めること。
- エ 協力者等に対して謝金・対価等の支払いが生じた場合は、受託者において負担すること。
- オ 参加者の移動、体験活動等の安全確保に十分留意すること。
- カ 実施する事業については、事業の効果を測定するため、アンケートを必ず実施すること。

6 報告書の提出

事業終了後速やかに、アからウまでの報告書等を県農業ビジネス支援課に電子データで提出すること。

ア 完了報告書

写真等が掲載され、一連の取組の実施状況が分かるよう記載すること。

また、本事業を行ったことによる効果や課題等の分析結果も記載すること。

イ アンケート集計結果 (excel ファイル)

ウ 写真 (JPEG ファイル)

7 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取

り、その指示に従うこと。

(7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。

(8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。

(9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。

なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。

(10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。